

令和 七年 三月 二十六日

全国私立通信制高等学校協会

会長 吾妻俊治

要望書

文部科学大臣

あべ 俊子 殿

私立通信制高等学校における教育の充実につきましては、日頃から格別のご理解を賜り、関係者一同、心より感謝を申し上げます。

近年、不登校生徒数は、令和5年度時点で高等学校において約6万9千人に上り、過去最多となるなど、極めて憂慮すべき状況が継続している中、通信制課程がこのような不登校経験をはじめ全日制高等学校中退者、特別教育支援を必要とする生徒など、教育上の困難性を抱える生徒の受け皿として、重要な役割を担っています。私立通信制のそれぞれの高等学校は、個別最適な指導の深化に向け、ICTを活用した学習環境などの施設設備の充実、さらには教職員の研修等に、積極的に取り組んでおり。特に私立の通信制高等学校に在籍する生徒数は、一昨年・昨年と毎年2万以上が増加し、令和5年度はほぼ23万人に達するなど、ますます私立通信制高等学校の存在価値が高まっております。

私たち、全国私立通信制高等学校協会（以下「当協会」という。）に加盟する高等学校は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や、高等学校通信教育規程など、教育の質確保、向上に向けた関係諸法令の改正の主旨に沿い、多様な入学動機や学習歴を持つ生徒の学びの場として、一層の改善をすすめております。

一方、一部の通信制の高等学校においては未だに違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられ、このことが、通信制高等学校全体の社会的信頼性を損ねる状況も見受けられます。当協会は、全国の通信制高等学校の充実・発展を願う立場から、これらを決して看過せず、自らは、不断の自己点検を続けてまいる所存です。

文部科学省におかれましては、通信制高等学校の教育の質保証に向けて、改正された関係諸法令や「ガイドライン」等に基づき、厳正かつ公正な取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。

一方、これら質の確保・向上を現実的に推進するためには、私立通信制高等学校の経営基盤の安定が何よりも不可欠であり、国庫による財政的支援の拡充が必要です。これら私学助成の充実をはじめ、左記の件について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

一、文部科学省が、関係諸法令および「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」に基づき、通信制高等学校における適正な教育活動についてより一層の指導力を発揮すること。

二、通信制高等学校に対する社会的理解や支援が不十分である実情に鑑み、理解促進に関する必要な施策を講じ、支援の充実を図ること。

とりわけ、私立高等学校等経常費補助における全日制・定時制と、狭域及び広域の通信制との格差を解消すること。さらに、養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置のための支援、ICT関連補助などについて、全日制・定時制高等学校と通信制通信制高等学校といった、課程の違いにより、対象や補助規模等において、差が

生じている施策を早急に改善すること。

三、通信制高等学校に対する各所轄庁の対応については、都道府県による対応の差が生じ、特に認可都道府県等の区域を越えて設置されているサテライト施設に関する問題と、それに対する行政上の対処については、多くの課題が顕在化し、このことが通信制高等学校間のみならず、全日制の私立高等学校との間においても、様々な軋轢が生じている。私立学校の自主性尊重を大前提としつつ、全日制・通信制の課程に関らず、高等学校間が互いに公平かつ、信頼関係が構築される学校運営が実現できるように、具体的な問題解決を図られたい。

四、ＪＲ各社が、令和７年度より、学校及び救護施設指定取扱規則（以下「学校規則」という）を改訂して、「学習等支援施設」に通学する生徒に対して、通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の通学定期発売対象施設から除外されました。高等学校通信制信課程で学ぶ生徒の状況、その生徒状況を背景とするきめ細かな教育の重要性等を勘案し、「学習等支援施設」を通学定期乗車券及び学生割引回数乗車券の発売対象施設となりますよう、貴職におかれての最大限の支援を図られたい。

五、構造改革特別区域法（以下「特区法」という。）に基づき設置された、学校設置会社による通信制高等学校が、高等学校通信教育規程の一部を改正する省令、ならびに「ガイドライン」改訂に際して、教育改革を実行するために、必要な支援体制を講じること。

要望趣旨

一について

令和5年より私通協において、会員校を対象とする「全国私立通信制高等学校実態調査」（以下「私通協実態調査」という。）を実施した。この実態調査においては、私通協の会員校が、全日制高校中退者や不登校経験者など多様な生徒に対して、個々の状況に寄り添ったきめ細やかな教育を実践している状況が確認されています。このような中、当協会は文部科学省の方針を支持し、一連の施策を通じて、全国の通信制高等学校において健全な教育が展開され、生徒・保護者をはじめ、広く社会全般が、高等学校通信教育に対する信頼がさらに増すように、会員各校が通信教育実施計画の作成及び明示、通信教育連携協力施設の教育環境整備、学校評価および教育活動等の状況についての情報の公表など、積極的に教育改革を推進する所存です。文部科学省におかれましては、教育改革に真摯に取り組んでいる圧倒的多数の通信制高等学校に対して、積極的なご支持を頂きたいと思っております。

二について

私通協実態調査においては、本務教員1人当たりの生徒数は40.9人という結果であった。当協会の会員校では高等学校通信教育規程の一部改正による生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要であるとの基準を大きく上回る状況がすでに実現され、全日制高等学校に準ずる教員配置を実現しています。一方、教育条件の維持向上及び在校生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため設けられている経常費補助金については、各校の事業活動収入の内訳で比較すると、全日制高校が、37.8%に対して、通信制高校10.2%（ともに令和4年度中高連調べ）であり、私通協の令和5年度実態調査では、僅か5.6%という状況です。通信制課程においても全日制・定時制課程と同等の学習が求められ、さらに多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができるよう、教員配置の充実を図ることが求められ、高等学校通信教育規程の一部改正がすでに実施されている状況にも関わらず、これらの格差改善が未だに実現されていない状況は、今後の教育環境、教職員配置等の充実、安定的な学校経営を実現に大きな障壁となっています。高校生世代に必要な教育を担う使命は、全日制も、定時制も、通信制も、課程による違いはなく、私立通信制高等学校の教育環境の充実のため、私立高等学校等経常費補助等による通信制高等学校への助成の充実、拡充を強く要望します。

また、通信制高校では七十四単位以上の修得を希望する生徒が、残在籍期間があるにもかかわらず、高等学校等就学支援金の支給対象となっておりません。多くの全日制高等学校が、卒業まで90単位以上を修得している状況を鑑み、学びの意欲の高い生徒が、経済状況にかかわらず、安心して教育を受けることができるよう、改善をお願いいたします。

技能教育施設と通信制高校の授業料、また、定通併修の科目履修生の授業料との二重負

担の軽減についてもぜひ、ご検討をお願い申し上げます。

最後に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について、公立学校では、国庫補助三分の一、残りは自治体の努力によって可能となっています。私立学校においても、私立高等学校等経常費助成費補助の特別補助の対象とされ、一部経費が補助されています。その他ＩＣＴ環境推進事業など、国や都道府県等が実施している補助事業の中には、通信制高等学校が対象とならない事業が散見されております。これらの補助を広域通信制高等学校にもご対応頂きますように、強くお願い申し上げます。

三について

広域通信制高等学校のサテライト施設に関しては、所轄庁の圏域を越えた指導・監督に課題があるとともに、サテライト施設の所在地である都道府県は、当該施設に対して関与できないため、教育環境等に関する実態把握に苦慮する状況にあります。文部科学省に求められますのは、通信制課程に係る私立高等学校の認可基準（標準例）の策定や、通信制高校における全国的な質担保のためのプラットフォーム構築などに取り組まれ、ご尽力頂いていることは承知していますが、未だ課題解決への見通しが立たない状況にあると感じています。さらに、規模の大きな広域通信制高等学校が年々新設される傾向もあり、通信制の学校間や、全日制の私立高等学校間との関係性において、互いの信頼関係が憂慮される今般の事態は、教育現場として大変深刻な状態と言わざるをえません。私たち私通協としても、通信制同士、或いは、課程の違いを超えた信頼関係の構築のために、鋭意努力をすすめてまいります。教育行政を司る文部科学省自らが、これらの事態が改善するよう、具体的な施策を進めて頂きますようお願いいたします。全国の各所轄庁（都道府県単位、

教育特区単位）において通信制高等学校に対する指導等に格差が生じることの無いよう、主導頂きますようお願いいたします。

四について

文部科学省が、ガイドラインならびに通信教育規程において、通信教育連携協力施設のうち、面接指導を行う「面接指導等実施施設」と、面接指導を行わない「学習等支援施設」を区分し、適切な通信制教育の実施を意図していることは、その主旨を十分理解し、支持するものでありますが、このような明確化がJＲ各社の「学校規則」を改訂して、学習等支援施設を通学定期・通学回数券の販売対象外としたものと考えます。

現在、通信制高等学校には不登校、いじめなど精神的な悩みや身体的な疾病等のある生徒が70%以上在籍しており、多くの生徒はこれらを要因として未学習・未体験等の課題を抱えております。このため通信制高等学校の学び方の基本である自学自習のみで単位を修得することは極めて難しく、当該の生徒たちにとって、通信教育規程で規定している添削指導、面接指導に加えて、日常的な学習活動等の支援を受けることが大変重要になっております。

通信制高等学校の実施校と異なる場所に居住する生徒に対する日常的な支援は、「面接指導等実施施設」と「学習等支援施設」が担っておりますが、本協会の調査によりますと、私立通信制高等学校に在籍している生徒のうち、各施設で学習する生徒の割合は前者が約40%、後者が約35%となり、「学習等支援施設」は、「面接指導等実施施設」と同様に教育を行う上で欠かせない重要な役割を担っている施設です。

これらの実態を背景として、高等学校通信教育規程の一部改正において、新たに通信教育連携協力施設が定義された際、従来の「協力校」にあたる「面接指導等実施施設」に加えて、新しく「学習等支援施設」が追加され、「学習等支援施設」は法令上でも通信制課程の高校教育を行う上で必要な施設であることが明確化されており、「不登校経験や中途退学その他の多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、きめ細かな支援に努めること」とガイドラインに指針が示されている通り、多くの通信制高等学校は、「学習等支援施設」と連携・協力のもと、生徒一人一人の自立に向けた教育活動を展開していることから、この「学習等支援施設」に通学する生徒が、通学に際して精神的・経済的な支障とならない様に、私たちはＪＲ各社に理解を求めているところです。文部科学省におかれましても、平成２１年３月１２日に発出されております「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」と同様の対応を行うなど、積極的な主導、支援をお願い申し上げます。

五について

学校設置会社による通信制高等学校は、特区法に基づき設置された経緯があり、教育活動等が構造改革特別区域内での制限等があることは承知していますが、文部科学省の方針に則り、教育改革の推進を試みている通信制高等学校に対して、教育特区の所轄庁が、柔軟かつ適切な対応がなされるように、文部科学省に主導して頂きたいお願い申し上げます。

以上